


当薬局は厚生労働省基準適合の健康サポート薬局の認可を受けています。


# みどり薬局は 健康サポート薬局です。

市販のお薬や健康食品等に関することなど、  
健康に関する相談を積極的にお受けします。

 月1相談会（できれば事前にご予約ください）

毎月第3月曜日 14:00~15:00

\*それ以外の時間でも相談は受け付けています。お電話ください。

 健康相談会

年数回 健康チェックを開催（開催日により内容が異なります）

\*内容例：体成分分析、血管年齢・骨・貧血チェックなど

血糖測定、栄養指導やお薬の相談など

 日頃の健康管理に

待合室に体成分分析計（InBody）を常設

\*体重・体脂肪・筋肉量などがわかります。



上記、相談会や待合室の機器は、  
どなたでも無料で参加・ご利用いただけます。  
毎日の健康管理にお役立てください。

## みどり薬局の管理及び運営に関する事項

許可の区分の別	薬局	開設者	一般社団法人保健共同企画ふくい 代表理事 堀和子
薬局の名称・所在地	みどり薬局	福井市光陽3-4-12	
許可番号・有効期間	福井市指令保企第21-31-14号	令和4年2月1日から令和10年1月31日まで	
管理薬剤師氏名	大元真澄		
勤務する薬剤師 担当業務：医薬品販売・調剤・ 投薬・医薬品相談	大元真澄、佐々木一友、川之上弘恵、加藤友里、中島優太、堀和子、 青山睦美、宇賀治恭子、西成田麻紀、大谷亮太		
勤務する登録販売者 担当業務：医薬品販売・調剤・ 医薬品相談	松本優美		
取り扱う要指導医薬品及び 一般用医薬品の区分	要指導医薬品、第一類医薬品・指定第二類医薬品・第二類医薬品・第三類医薬品・指定濫用防 止医薬品		
当薬局勤務者の区別について	薬剤師 名札に氏名及び「薬剤師」と記載 登録販売者 名札に氏名及び「登録販売者」と記載 その他の勤務者 名札に氏名を記載		
営業時間	月・水・木・金 9：00～18：00、火 9：00～19：00、土 9：00～13：00、日・祝 休み		
相談時・緊急時の連絡先	0776-25-7732（夜間転送）	営業時間外 24時間相談・購入対応	

# 当薬局におけるお薬の販売方法について

分類と外箱表示※ ※その他表示事項については関係法規による	定義	陳列方法	情報提供	対応する 専門家	相談への 対応	
<b>薬局製造販売医薬品</b>	薬局開設者が当該薬局における設備及び器具をもって製造し、当該薬局において直接消費者に販売し、又は授与する医薬品。具体的な品目は、厚生労働省が通知(薬局製剤指針)で定めています	当薬局では取り扱いがありません				
<b>要指導医薬品</b> <b>要指導医薬品</b>	副作用等により日常生活に支障を来す程度健康被害が生ずるおそれがある医薬品のうち、その使用に関し特に注意が必要で、新しく市販された成分等を含むもの	販売時に薬剤師による対面での情報提供を適切に行うため、鍵をかけた場所か消費者が直接手の触れられない場所に陳列します	書面等を用いて、適正使用のため必要な情報の提供を行います	薬剤師		
一般用医薬品	<b>第一類医薬品</b> <b>第1類医薬品</b>	副作用等により日常生活に支障を来す程度健康被害が生ずるおそれがある医薬品のうち、その使用に関し特に注意が必要なもの(要指導医薬品を除く)	販売時に薬剤師による情報提供を適切に行うため、鍵をかけた場所か消費者が直接手の触れられない場所に陳列します			
	<b>指定第二类医薬品</b> <b>第2類医薬品</b> <b>第2類医薬品</b> <b>第2類医薬品</b>	副作用等により日常生活に支障を来す程度健康被害が生ずるおそれがある医薬品(要指導医薬品、第一類医薬品を除く) <b>注) 指定第二类医薬品は、第二类医薬品のうち、特別の注意を要する医薬品です</b> <b>『してはいけないこと』の確認をおこない、使用について薬剤師や登録販売者にご相談ください</b>	第一類医薬品と同様、販売時に情報提供を行う機会を確保しやすいよう、情報提供を行う場所(7m以内)に陳列します	適正な使用のため必要な情報提供に努めます	相談に応じて、適正使用のため必要な情報を提供します	
	<b>第三類医薬品</b> <b>第3類医薬品</b>	第一類医薬品及び第二类医薬品以外の一般用医薬品	法令では直接手に取ることができる陳列でもよいとされていますが、当薬局では、情報提供を行いやすい場所に陳列します		薬剤師 または 登録販売者	
	<b>指定濫用防止医薬品</b> ①内容量が厚生労働大臣が定める数量以下のもの: 「要確認」の字句を記載。枠は四角枠とする。  ②上記以外のもの: 「要確認」の「要」を丸囲み又は四角囲みにした字句を記載。枠は四角枠とする。	濫用した場合に中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚を生ずるおそれがあり、その防止を図る必要がある医薬品として厚労大臣が薬事審議会の意見を聴いて指定する医薬品	販売時に必要な確認と情報提供を適切に行うため、鍵をかけた場所か消費者が直接手の触れられない場所に陳列します	要指導医薬品等それぞれ定められている事項のほか、指定濫用防止医薬品の濫用した場合における保健衛生上の危害の発生のおそれがある旨を書面等を用いて適正使用のため必要な情報の提供を行います		

※ 医薬品の安全使用のために症状等の情報をお伺いさせていただくことがあります。個人情報保護法等に基づき適切に管理を行い、医薬品の安全使用以外の目的で利用はしません。

ご存知ですか？ 医薬品副作用被害救済制度

医薬品の副作用等による被害を受けられた方を救済する公的な制度があります

問合せ先 独立行政法人 医薬品医療機器総合機構

電話 0120-149-931(フリーダイヤル)

苦情相談窓口

福井県薬剤師会

TEL 0776-26-1453

福井県健康医療局医薬食品・衛生課

TEL 0776-20-0354